



# 島根県報

平成17年12月27日 (火)  
号外 第 117 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	( 税 務 課 )	1
島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則	( " )	2
特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	( " )	10
島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則	( " )	11
島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部を改正する規則	( " )	11

### 公布された条例等のあらまし

- 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第131号)
  - 島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第132号)
  - 特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第133号)
  - 島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第134号)
  - 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第135号)
- 1 規則の概要
    - (1) 現在課税地を管轄する支庁又は総務事務所の長に委任している県税の賦課徴収に関する権限を県民センター (課税地が隠岐郡である場合にあっては、東部県民センター) の長に委任するよう規定及び様式を改正することとした。
    - (2) その他規定の整理
  - 2 施行期日
 

平成18年 4 月 1 日から施行することとした。

## 規 則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年12月27日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第131号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則 (昭和48年島根県規則第56号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支庁又は総務事務所」を「県民センター」に改める。

様式第1号その1及びその2、様式第2号その1及びその2、様式第3号並びに様式第4号中  
「支 庁 長  
( 事務所長)」  
を「県民センター所長」に改める。

様式第5号中 「支 庁 長  
( 事務所長)」 を「県民センター所長」に、「当支庁(事務所)」を「当センター」に改める。

様式第6号中 「支 庁 長  
( 事務所長)」 を「県民センター所長」に、「当支庁(事務所)」を「当センター」に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月27日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第132号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則(昭和51年島根県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 県民センターの長(以下「所長」という。)

第2条第1項第2号中「、支庁又は総務事務所」を「又は県民センター」に改める。

第5条第1項中「若しくは第2号」を「から第3号まで」に、「支庁長等」を「所長(課税地が隠岐郡である場合にあっては、東部県民センターの長をいう。以下同じ。)」に改め、同条第2項中「支庁長等」を「所長」に改める。

第6条、第7条及び第9条から第12条までの規定中「支庁長等」を「所長」に改める。

第13条中「支庁長等は」を「所長は」に、「支庁又は総務事務所(以下「支庁等」という。)」を「県民センター(課税地が隠岐郡である場合にあっては、東部県民センター)」に、「支庁等の」を「県民センターの」に、「支庁長等に」を「所長(これらの所在地が隠岐郡である場合にあっては、東部県民センターの長)に」に改める。

第14条中「支庁等」を「県民センター」に、「松江総務事務所」を「東部県民センター」に改める。

第15条、第16条第1項、第17条第2項、第19条第2項、第20条、第21条、第30条第1項、第32条、第35条、第37条、第38条、第41条、第41条の2第1項、第41条の3第1項及び第42条中「支庁長等」を「所長」に改める。

第44条第2項中「支庁長等名」を「所長名」に改める。

第48条、第58条、第59条及び第76条中「支庁長等」を「所長」に改める。

第77条第1項から第4項までの規定中「支庁長等」を「所長」に改め、同条第6項中「支庁長等又は知事」を「知事又は所長」に改める。

第82条、第85条、第92条、第97条から第99条まで、第100条の2、第101条第1項、第103条第2項及び第104条中「支庁長等」を「所長」に改める。

次の表の左欄に掲げる様式中同表の中欄に掲げる字句等を同表の右欄に掲げる字句等に改める。

第 4 号様式	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
第 5 号様式	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第 6 号様式	(支 庁 長) 事務所長 氏 名 印	( 県民センター所長 ) 印
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第 7 号様式	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
	支庁 ( 総務事務所 )	県民センター ( 県民センターの各事務所を含む。 )、隠岐支庁
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第 8 号様式から第 9 号様式その 3 まで	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第 9 号の 2 様式及び第10号様式	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第11号様式から第13号様式まで	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第14号様式	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第15号様式	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第16号様式	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
第18号様式	( 支庁、 事務所 )	( 県民センター )
第18号の 2 様式その 1 及びその 2	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
第19号様式その 2		

第20号様式その1	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
	支庁 ( 総務事務所 )	県民センター ( 県民センターの各事務所を含む。 )、隠岐支庁
第20号様式その2	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
第21号様式その1及びその2	( 支 庁 長 ) ( 事務所長 )	( 県民センター所長 )
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第22号様式	( 支 庁 長 ) ( 事務所長 ) 氏 名 印	( 県民センター所長 ) 印
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第27号様式その1	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
	支庁 ( 総務事務所 )	県民センター ( 県民センターの各事務所を含む。 )、隠岐支庁
第27号様式その2	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第27号様式その3	支庁 ( 総務事務所 )	県民センター ( 県民センターの各事務所を含む。 )、隠岐支庁
	支 庁 長 ( 事務所長 )	東部県民センター所長
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第27号様式その4	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
	支庁 ( 総務事務所 )	県民センター ( 県民センターの各事務所を含む。 )、隠岐支庁
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第27号様式その5	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第27号様式その6及びその7	支庁 ( 総務事務所 )	県民センター ( 県民センターの各事務所を含む。 )、隠岐支庁
	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第27号様式その8	松江総務事務所長	東部県民センター所長
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
	支庁 ( 総務事務所 )	県民センター ( 県民センターの各事務所を含む。 )、隠岐支庁

第28号様式その1	悪しからず	あしからず
	(支 庁 長 事務所長)	(県民センター所長)
	当支庁(事務所)	当センター
第28号様式その2	支 庁 長 ( 事務所長)	県民センター所長
	当支庁(事務所)	当センター
第29号様式	(支 庁 長 事務所長)	(県民センター所長)
第29号の2様式	(支 庁 長 事務所長)	(県民センター所長)
	当支庁(事務所)	当センター
第29号の3様式	(支 庁 長 事務所長)	(県民センター所長)
第29号の4様式	(支 庁 長 事務所長)	(県民センター所長)
	当支庁(事務所)	当センター
第30号様式から第31号様式まで	支 庁 長 ( 事務所長)	県民センター所長
第32号様式	(支 庁 長 事務所長)	(県民センター所長)
第33号様式	(支 庁 長 事務所長) 氏 名 印	(県民センター所長) 印
	当支庁(事務所)	当センター
第34号様式	(支 庁 長 事務所長)	(県民センター所長)
	当支庁(事務所)	当センター
第35号様式	支 庁 長 ( 事務所長)	県民センター所長
第35号の2様式	(支 庁 長 事務所長)	(県民センター所長)
	支庁(総務事務所)	県民センター(県民センターの各事務所を含む。)、隠岐支庁
	当支庁(事務所)	当センター
第36号様式	(支 庁 長 事務所長)	(県民センター所長)
	当支庁(事務所)	当センター
第37号様式その1	支 庁 長 ( 事務所長)	県民センター所長
第37号様式その2	支 庁 長 ( 事務所長)	県民センター所長
	当支庁(事務所)	当センター

第38号様式	(支 庁 長) 事務所長) 氏 名 印	(県民センター所長) 印
	当支庁(事務所)	当センター
第39号様式	(支 庁 長) 事務所長)	(県民センター所長)
第41号様式	(支 庁 長) 事務所長)	(県民センター所長)
	支庁(総務事務所)	県民センター(県民センターの各事務所を含む。)、隠岐支庁
	当支庁(事務所)	当センター
第42号様式	(支 庁 長) 事務所長)	(県民センター所長)
	支庁(総務事務所)	県民センター(県民センターの各事務所を含む。)、隠岐支庁
第43号様式及び第44号様式	(支 庁 長) 事務所長)	(県民センター所長)
第45号様式及び第46号様式	(支 庁 長) 事務所長)	(県民センター所長)
	当支庁(事務所)	当センター
第47号様式	(支 庁 長) 事務所長)	(県民センター所長)
第48号様式	(支 庁 長) 事務所長)	(県民センター所長)
	当支庁(事務所)	当センター
第49号様式	(支 庁 長) 事務所長)	(県民センター所長)
第50号様式	(支 庁 長) 事務所長)	(県民センター所長)
	当支庁(事務所)	当センター
第51号様式	(支 庁 長) 事務所長)	(県民センター所長)
第52号様式	(支 庁 長) 事務所長)	(県民センター所長)
	当支庁(事務所)	当センター
第53号様式	支 庁 長 氏 名 印 ( 事務所長)	県民センター所長 印
	当支庁(事務所)	当センター
第54号様式	(支 庁 長) 事務所長) 氏 名 印	(県民センター所長) 印
	当支庁(事務所)	当センター
第55号様式	(支 庁 長) 事務所長) 氏 名 印	(県民センター所長) 印

第56号様式	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第57号様式及び第58号様式	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
第59号様式	(支 庁 長) 氏 名 印 事務所長	( 県民センター所長 ) 印
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第60号様式及び第61号様式	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
第62号様式	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第63号様式から第65号様式まで	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
第66号様式	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第67号様式その 1	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
第67号様式その 2	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
	( 支庁、事務所 )	( センター )
第68号様式その 1 及びその 2、第69号様式並びに第71号様式その 1	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
第71号様式その 2 及びその 3 並びに第72号様式	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
第74号様式から第77号様式まで	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
第78号様式及び第80号様式から第85号様式まで	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
第86号様式	支 庁 長 ( 事務所長 ) ( 市 町 村 長 )	県民センター所長 ( 市 町 村 長 )
第87号様式	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
	当支庁 ( 事務所 ) に来庁 ( 来所 )	当センターに来所
	支庁 ( 事務所 )	センター
第89号様式その 1 及びその 2	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
	当支庁 ( 事務所 )	当センター

第90号様式	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第90号の 2 様式及び第90号の 3 様式	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第90号の 4 様式及び第90号の 5 様式	島根県松江総務事務所長	東部県民センター所長
	当事務所	当センター
第91号様式	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第92号様式その 1 及びその 2	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
第93号様式、第93号の 3 様式 及び第93号の 4 様式	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
第93号の 5 様式	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第94号様式	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )
第94号の 2 様式から第101号 様式まで	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
第102号様式	松江総務事務所長	東部県民センター所長
第103号様式及び第104号様式	松江総務事務所長	東部県民センター所長
	当事務所	当センター
第105号様式	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
第106号様式	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第106号の 2 様式から第109号 様式まで	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
第111号様式	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
	支 庁 係 ( 事務所 )	県民センター グループ
第120号様式から第122号様式 まで	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
	当支庁 ( 事務所 )	当センター
第159号様式及び第160号様式	(支 庁 長) 事務所長	( 県民センター所長 )

第161号様式	(支 庁 長) 事務所長)	( 県民センター所長 )
	土木建築事務所長	県土整備事務所長
第162号様式	(支 庁 長) 事務所長)	県民センター所長
第163号様式	(支 庁 長) 事務所長)	( 県民センター所長 )
第166号様式	支 庁 長 氏 名 印 ( 事務所長 )	県民センター所長 印
第167号様式	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
第168号様式	( 事務所長 )	( 東部県民センター所長 )
第170号様式	(支 庁 長) 事務所長)	( 県民センター所長 )
第182号様式から第184号様式 まで	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
第185号様式	支 庁 長 氏 名 印 ( 事務所長 )	県民センター所長 印
	当支庁(事務所)	当センター
第187号様式及び第188号様式	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
第189号様式	支 庁 長 氏 名 印 ( 事務所長 )	県民センター所長 印
	当支庁(事務所)	当センター
第190号の 2 様式及び第190号 の 3 様式	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
第191号様式	(支 庁 長) 事務所長)	( 県民センター所長 )
第192号様式	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
第193号様式	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
	当支庁(事務所)	当センター
第194号様式から第196号様式 まで	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
第196号の 2 様式及び第196号 の 3 様式	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
	当支庁(事務所)	当センター
第196号の 4 様式及び第197号 様式	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長
第197号の 2 様式	支 庁 長 ( 事務所長 )	県民センター所長

	当支庁（事務所）	当センター
第198号様式から第200号様式まで	支 庁 長 （ 事務所長 ）	県民センター所長
第201号様式その1及びその2	支 庁 長 （ 事務所長 ）	県民センター所長
	当支庁（事務所）	当センター
第201号の2様式及び第202号様式	（支 庁 長） （ 事務所長 ）	（ 県民センター所長 ）
第203号様式	県（支 庁）印 （ 事務所 ）	県（ 県民センター ）印
	（支 庁 長） （ 事務所長 ）	（ 県民センター所長 ）
	（支庁、事務所）	（ 県民センター ）
第204号様式	（支 庁 長） （ 事務所長 ）	（ 県民センター所長 ）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月27日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第133号

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則（平成15年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「支庁又は総務事務所」を「県民センター（課税地が隠岐郡である場合にあっては、東部県民センター）」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「支 庁 長  
（ 事務所長 ）」を「県民センター所長」に改める。

第4号様式中「（支 庁 長）  
（ 事務所長 ）」を「（ 県民センター所長 ）」に、「当支庁（事務所）」を「当センター」に改める。

第5号様式中「（支 庁 長）  
（ 事務所長 ）」を「（ 県民センター所長 ）」に、「当支庁（事務所）」を「当センター」に改める。

第6号様式中「（支 庁 長）  
（ 事務所長 ）」を「（ 県民センター所長 ）」に、「当支庁（事務所）」を「当センター」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

---

島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月27日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県規則第134号

島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県核燃料税条例施行規則(平成16年島根県規則第97号)の一部を次のように改正する。

第1号様式表面中 「支 庁 長 を「県民センター所長」に改める。  
( 事務所長 )」

第2号様式表面中 「支 庁 長 を「県民センター所長」に、「当支庁(事務所)」を「当センター」に改め  
( 事務所長 )」

る。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県核燃料税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

---

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月27日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県規則第135号

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則(平成16年島根県規則第101号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「支庁又は総務事務所」を「県民センター(課税地が隠岐郡である場合にあっては、東部県民センター)」に、「支庁長等」を「所長」に改め、同条第2項中「支庁長等」を「所長」に改める。

第9条第1項、第10条及び第11条中「支庁長等」を「所長」に改める。

第1号様式中 「支 庁 長 を「県民センター所長 印」に、「当支庁(事務所)」を「当セン  
( 事務所長 ) 印」

ター」に改める。

第2号様式から第8号様式までの様式中 「支 庁 長 を「県民センター所長 様」に改める。  
( 事務所長 ) 様」

第9号様式中 「支 庁 長  
( 事務所長) 印」 を「県民センター所長 印」に、「当支庁(事務所)」を「当センター」に改める。

第11号様式及び第12号様式中 「支 庁 長  
( 事務所長) 様」 を「県民センター所長 様」に改める。

第13号様式中 「支 庁 長  
( 事務所長) 印」 を「県民センター所長 印」に、「当支庁(事務所)」を「当センター」に改める。

第14号様式中 「支 庁 長  
( 事務所長) 様」 を「県民センター所長 様」に改める。

第15号様式中 「支 庁 長  
( 事務所長) 印」 を「県民センター所長 印」に、「当支庁(事務所)」を「当センター」に改める。

第16号様式中 「支 庁 長  
( 事務所長) 様」 を「県民センター所長 様」に改める。

第17号様式表面中 「支 庁 長  
( 事務所長) 印」 を「県民センター所長 印」に、「当支庁(事務所)」を「当センター」に改める。

第18号様式中 「支 庁 長  
( 事務所長) 様」 を「県民センター所長 様」に改める。

第19号様式中 「支 庁 長  
( 事務所長) 印」 を「県民センター所長 印」に、「当支庁(事務所)」を「当センター」に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則による改正前の島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。